

台東区ファミリー・サポート・センター 会員の手引き

ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の手助けができる方（提供会員）が育児の手助けが必要な方（依頼会員）を援助することにより、「仕事と育児の両立」及び「地域の子育て支援及び児童の福祉の向上」を図ろうとするものです。台東区より委託された事業です。

会員になるには（会員制・登録無料）

会員証の発行により会員登録となります。（HP の Q&A もご覧下さい。）

依頼会員（育児の手助けが必要な方）



生後43日以上、小学校6年生までの子供がいる方で、原則として区内在住又は在勤の方。

提供会員（育児の手助けができる方）



原則として区内在住の方で、自宅で安全に援助活動（育児の手助け）が行える方。

依頼会員・提供会員の両方に登録することもできます。

※提供会員は子供1名の活動を基本とします。ただし兄弟の場合3人までとします。

援助活動の内容（朝6時から夜11時まで）

【援助内容】

- 保育施設等（保育園・幼稚園・こどもクラブ・小学校・習い事）への送迎
- 提供会員宅での子供の預かり
※会員同士で相談の上、「子ども家庭支援センター」・「児童館」・「生涯学習センターこども室（一般開放日のみ）」などの児童関係施設を利用することもできます。

〈どんなときに頼めるの？〉

仕事やリフレッシュなど理由は問いません。

【援助できない内容】

- 子供が病気の場合（感染症・熱がある等）や、怪我等で特別な配慮が必要な場合の送迎・預かり
- 学級閉鎖等で休園・休校の時の預かり
- 子供の急病時の保育施設等へのお迎え
- 保護者の代わりに病院に連れて行くこと
- 防災引き取り訓練や保護者参加型行事の代行
- 哺乳瓶を使うことができない乳児の預かり
- 依頼会員宅での預かり
- 家事援助（調理・洗濯・掃除等）
- 自転車での送迎
- 大人のいない自宅等への送迎（活動は基本的に大人から大人への引き渡し）
- 災害時にはすべての依頼が中止になります

※依頼会員が申し込んだ援助活動に応じられる提供会員が見つからない時や、提供会員が急に病気になった時など、援助活動が行えない場合もあります。

援助活動のしくみ

依頼前日までの流れ

① 依頼申込み



10日前までに

センターとのやり取りは電話になります。自宅・携帯電話に登録していただきできれば留守電機能の設定をお願いします。

① 依頼申込み（依頼会員）

- センターへの依頼は10日くらい前までに電話で申し込みます。

② 提供会員へ相談・依頼会員へ紹介

② 提供会員へ相談 / 依頼会員へ紹介



提供会員

依頼会員

③ 打合せ 必要書類：打合せ票・スマイルカード

- 打合せは提供会員宅で行います。依頼会員は預ける子供を必ず連れて行きます。打合せ終了後、両者よりセンターに連絡を入れてください。
(現場同行の打合せや依頼会員宅での打合せは、謝礼がかかります。)

③ 打合せ



依頼の前日までに

打合せ時の留意点

- 送迎を依頼する場合は、事前に迎えに行く提供会員の名前を施設へ伝えてください。
- 乳児を預ける場合、首のすわり・寝返り等の様子をしっかり伝えてください。(うつぶせ寝は禁止です)
- 食事の依頼をする場合は、アレルギーの有無や好きなもの・嫌いなもの・食べさせない食品なども伝えましょう。お弁当やおやつは持参可。

依頼当日の流れ

④ 預かり・送迎



④ 預かり・送迎

- 依頼会員は依頼時間を厳守してください。
- 活動中に子供の体調が悪くなった時は、保護者のお迎えが必要です。(依頼中の連絡は必ずとれるようにお願いします。)

⑤ 謝礼の支払い



⑤ 支払い

- 援助活動が終わったら、提供会員は援助活動報告書に記入します。依頼会員は内容を確認後、署名及び謝礼・実費の支払いをその日のうちに済ませます。

⑥ 報告

⑥ 活動の報告

- 提供会員は、援助活動報告書（活動月ごと）を月末までにポストに投函して下さい。

2回目以降の依頼

- 事前打合せが終了している提供会員への2回目以降の依頼は、依頼会員から直接提供会員にご都合を伺ってください。依頼が成立したら依頼会員からセンターへ報告してください。その後センターから提供会員に確認の連絡をします。キャンセル・変更も報告が必要です。

補償保険制度

援助活動中の事故に備えて、ファミリー・サポート・センターで補償保険に一括して加入しています。

センターへ依頼の報告があった活動が保険の対象になります。

・会員傷害保険 ・賠償責任保険 ・児童傷害保険 ・研修（講習）・会合保険

会員の心得

ファミリー・サポート・センター事業は、会員同士の信頼関係に基づいた援助活動です。会員は約束を守り、お互いに誠意をもって対応することが大切です。

- ① 事前打合せの内容について決定した援助活動以外は、求めたり行ったりしない。
- ② 援助活動を通じて知り得た個人情報、他に漏らさない。退会後も同様。
- ③ 援助活動を通じて、物品の販売・金銭の貸し借り・斡旋・宗教活動や政治活動は行わない。
- ④ 会員として届出内容に変更があった場合は、速やかにセンターへ届け出てください。
- ⑤ 会員として不適切な行為があった場合、退会していただくことがあります。

依頼会員の心得

- ① 依頼内容は、必ずセンターへ報告してください。
- ② 依頼内容の変更やキャンセルについても、提供会員及びセンターに連絡してください。
- ③ 提供会員は、地域のボランティアです。過剰な要求はできません。
- ④ 依頼の取り消し・時間や内容の変更は、極力避けるようにしましょう。提供会員は自分の予定を調整して活動時間を作っています。
- ⑤ 援助活動終了時の謝礼やキャンセル料は、速やかに支払いましょう。
- ⑥ 子供が全員小学校卒業となった時は、自動的に退会です。

提供会員の心得

- ① 活動を開始する前に、必ず安全チェックリストを使って室内の状況確認を行ってください。
- ② 活動時は会員証を携帯し、施設へのお迎え等必要な時には提示してください。
- ③ 活動中は、子供の安全を第一に心がけ、目を離さないようにしましょう。
- ④ 万が一事故が発生した場合は、センターに必ず報告してください。
- ⑤ 講習会に参加しましょう（子供を預かる際の安全面の向上・スキルアップのためにも是非参加してください）。

災害時の対応に

援助活動前 すべての依頼は中止になります。

援助活動中 提供会員にお子さんの安全確認・安全確保をお願いします。

謝礼・キャンセル料・実費について

① 謝 礼

曜 日	時 間	謝 礼
月曜日～金曜日	6:00～23:00	1時間 800円
土日祝日・年末年始(12/29～1/3)	6:00～23:00	1時間 900円

※1回の依頼が**1時間に満たない**場合でも、**1時間の謝礼**が必要です。

※1時間を超えた場合、30分までは1.5時間、31分以上は2時間として計算します。

※送迎の謝礼は、提供会員の移動時間を含めて計算します。

※兄弟を同時に預かる場合、2人目から半額になります。

② キャンセル料

キャンセルした時期	キャンセル料
前日まで	無 料
当日依頼時間の1時間前まで	依頼した時間の謝礼の半額
当日依頼時間の1時間未満	依頼した時間の謝礼の全額

※依頼会員が、援助依頼をキャンセルした場合に、キャンセル料を提供会員に支払っていただきます。

※キャンセルは提供会員の了承を得て成立です。

③ 実 費

- 援助活動にかかる交通費・おやつ・食事代は実費をお支払いください。

謝礼金の一部助成について

- 対象；児童扶養手当受給世帯・区市町村民税非課税世帯・生活保護受給世帯

- 補助金額：1時間 400円

詳しくは、子ども家庭支援センター HP をご覧ください。

時間外の対応

ALSOKあんしんケアサポート(株)電話03-3773-0700

- 依頼や依頼変更の伝言を受け付けます（新しい提供会員の紹介はできません）。
- 緊急時の連絡（事故やセンターに緊急に伝えたい時）。

社会福祉法人 台東区社会福祉協議会

台東区ファミリー・サポート・センター

住 所 〒110-0004 台東区下谷 1-2-11

電 話 03-5828-7548 F A X 03-3847-0190

開所時間 月～金 午前8時30分から午後5時15分
(土日・祝日・年末年始を除く)



ホームページアドレス <https://www.taitoshakyo.com/service/fsc/azukari>

↑ 最新の情報はこちらのHPをご覧ください。